

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年7月18日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと4・5）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

令和7年7月18日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

教職員の不祥事と「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について

横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について

3 審議案件

教委第11号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

教委第12号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第13号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

教委第14号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

4 報告案件

教委報第1号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正に係る臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、令和7年7月18日教育委員会定例会を開会いたします。  
初めに、会議録の承認を行います。5月22日及び6月20日の会議録の署名者は植木委員と緒方委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。  
次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。  
まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

○6/20 横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミア

##### (2) 報告事項

- 教職員の不祥事と「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について
- 横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、6月20日に、横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアが、関東学院大学横浜・関内キャンパス テンネー記念ホールで行われ、下田教育長が出席、挨拶し、教育委員全員が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「教職員の不祥事と『横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会』の設置について」、2点目は「横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について」でございます。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますか。よろしいですか。  
それでは、御質問がなければ、「教職員の不祥事と『横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会』の設置について」、所管課から御報告いたします。

森長教職員企画部長

教職員企画部長の森長と申します。「教職員の不祥事と『横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会』の設置について」、御報告いたします。

まず、具体的な説明に入ります前に、このたびは、子どもたちの健やかな成長を支える立場の教職員が、子どもたち、保護者の皆様、市民の皆様の信頼を裏切る極めて重大な行為を犯したことにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

教育委員の皆様からも、この件を含め様々な御助言・御指導を頂く中で、今、教育委員会事務局としてなすべきことは、児童生徒の心のケアを最優先とすること、そして、安心して学べる環境を一日も早く取り戻すための対策を、スピード感を持って実施することだと考えております。できる対策から順次、この間、取り組んでまいりましたので、本日はその部分も含めて改めて御報告させていただきます。では、資料に沿って、教職員人事課長より御説明申し上げます。

片山教職員人事課長

教職員人事課長の片山です。よろしくお願いたします。まず、「1 概要」を御覧ください。本市の小学校教諭が、令和7年1月頃、神奈川県内の施設において、未成年者の下着を撮影し、2月22日、撮影した動画データ1点をSNSのグループチャット内に共有したとして、6月23日に「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」違反の疑いで逮捕され、6月24日に名古屋地方検察庁に送致され、7月11日付で名古屋地方検察庁が当該教諭を名古屋地方裁判所に起訴したという事案となります。

「2 経過」にこれまでの経緯を整理しております。6月24日火曜日の夜の、逮捕の記者発表以降の経過となっております。要約した御説明となりますが、翌日の6月25日水曜日に、これは現在も継続しておりますが、スクールスーパーバイザーが当該校に入校し、学校運営を支えるための活動に併せ、スクールカウンセラーが児童の心のケアに努めております。6月26日には当該校にて保護者説明会を実施し、6月30日には、全市立学校に対しまして、教育長名で緊急対応・対策の徹底について通知し、私用端末の教育活動への使用禁止の徹底とともに、その週末までに全校で隠しカメラ等の一斉点検を行うよう指示を出したところです。結果として、不審物は発見されておられません。7月11日に当該教職員が起訴され、その翌週となる7月15日に「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」を設置し、同日に記者発表を行い、その取組を進めているところでございます。

「3 再発防止に向けて」で、再発防止に向けての取組をお示ししております。まず、「(1)『横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会』の設置」についてですが、ここに掲げております5名の有識者に対策検討委員会の委員を委嘱し、専門的知見からの助言を踏まえ、学校現場の状況等を確認しつつ、スピード感をもって実効的な対策を順次実施することといたします。「委員構成」につきましては、「子どもの心理」、「犯罪学」など、現時点で5名の有識者を委員として委嘱しておりますが、検討を進める中で、他の専門分野からの助言が必要となった場合は、追加で委嘱するなどしまして、柔軟に幅広く知見を集めていきたいと考えております。

児童生徒を性被害から守り、夏休み明けに向けて安全・安心な教育環境とするために、夏休み前にできること、夏休み中にできることなどは、専門家の助言を踏まえ、できるものから順次実施してまいります。あわせて、学校現場の実情を

踏まえた対策手法に関して、それぞれの分野の有識者の助言を踏まえ、「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわないように、より実効的な対策を進めてまいります。

裏面になりますが、「対策検討・導入スケジュール」について、御覧ください。既に検討は始まっているところですが、導入のタイミングにつきましては三つの段階が考えられます。御覧のとおり、夏休み中に実施できるもの、年度内に実施するもの、予算などを確保した上で新年度から実施するものと整理しております。冒頭に森長教職員企画部長からも触れさせていただきましたが、対策検討委員会としての結論をまとめ、それに基づいて対策を講じるというスタイルではございません。実施できる対策は、関係する委員のアドバイスを踏まえ、準備が整い次第、スピード感を持って順次実施していきます。

続いて、「検討の視点」についてです。まず、わいせつ事案対策につきましては、文部科学省での研究事例あるいはリスク管理のコンサルティングから情報提供を受けた民間等の参考事例もごございます。そういったことも参考にしながら、横浜市の学校現場にふさわしい対策がどのようなものかという視点で検討を進めていきます。

具体的な視点は、「物理的アプローチ」、「教職員アプローチ」、「児童生徒アプローチ」と大きく三つございます。例えば、盗撮を防ぐために撮影機材の持ち込みを制限、隠しカメラを捜索して撮影自体をできなくするなど「物理的アプローチ」として考えられます。また、「教職員アプローチ」としましては、盗撮等が許されないことであること、万一にも行ってしまうとどういうことになるかなど、改めて全教職員に対して徹底を図ることや、どうすれば防いでいけるのか教職員同士で話し合い、注意し合う環境作りなど、しっかりと考えてまいります。更に、「児童生徒アプローチ」ですが、子どもたちが、例えば「おかしいな、嫌だな」と思ったときに、相談しやすい、声を上げやすい環境を構築することで、被害を防止するなどの対策を考えていきます。そういった三つの見地から、スピード感重視で学校現場の実情を踏まえ、実効的な対策の検討を深めてまいります。

最後になりますが、「(2) 委員の助言を踏まえて先行実施する対策」として、2点挙げております。まず1点目が、「児童生徒を性被害から守るための相談窓口の新設」です。ウェブサイトのフォームと電話により、児童生徒や保護者が直接相談できる、性暴力被害から子どもたちを守ることに特化した新たな相談窓口を設置いたします。2点目が、「犯罪心理をテーマにした不祥事防止研修」の実施でございます。対策検討委員会の委員でございます新海浩之教授を研修講師としてお迎えし、全管理職、そして教職員を対象に、犯罪心理をテーマとした不祥事防止研修を8月中に実施いたします。

なお、下段の「参考」に、「緊急的な対応として実施済の事項」も記載しております。一部、説明が重複するため省略させていただきます。後ほど御確認いただければと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

綿引委員

御説明ありがとうございます。率直に申し上げて、多くの真面目に子どもたちに向き合っている教職員たちが、日々いろいろな努力をしていらっしゃる中でこのようなことが起きるとするのは、子どもたちの声を代弁すれば、一体私たちは誰を信用したら良いのかと。それから、多くの教職員からすれば、私たちは一体何なのだと。何を頑張ってきたのかという声が聞こえてくるような、非常に腹立

たしい思いでこの案件を見てきていますし、今御説明いただいた「検討の視点」でスピード感を持って対処していくということは、しっかりと実行していただきたいと思います。

一方で、皆様から信頼されて頼りにされる教職員の立場の採用にあたっては、このような方々の職業を性悪説で見えていくというのは、教育を駄目にしてしまうと思います。基本、規律性のある方々が性善説で子どもたちに向かってほしいという気持ちもあるので、採用の在り方や、教育委員会事務局内での人事評価の在り方という問題についても、思考を止めることなく検討してほしいなということをお願いしたいのが1点でございます。

2点目は、「児童生徒アプローチ」の中の、児童生徒からのSOSのキャッチというところにつきましては、緊急対応的なことはしっかり行っていただきたいですが、この問題ははじめの問題と同じ表裏の関係にあると思っています。声なき声も含めて児童生徒の態度や行動の変化を教職員が感じ取って、児童生徒の声を受け止めてくれる教職員がいるということを教職員から児童生徒にしっかり改めて伝えていくということもこのアプローチの中に、「教職員アプローチ」と「児童生徒アプローチ」にまたがる話ですが、そういうことをしっかり行っていくということ、教育委員会事務局としても徹底してしてほしいなと思います。それが多くの真面目に対応している教職員を支えることになっていくのではないかと思います。ぜひそういう点も含めてしっかり対処してほしいと思います。よろしくをお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。

植木委員

御説明ありがとうございます。2点ほどございます。まず、こういった不祥事を起こさない、起こさせないというのは、去年の案件等もあって繰り返さっているところだと思います。ただ、それが起きてしまう。何が足りていないのか、繰り返されてしまうことに関してどう取り組んでいけば良いのか、それを教育委員会事務局としてどう考えるべきなのか、今の段階でお考えがあれば伺いたいと思っていますのが1点です。結局、今、綿引委員もおっしゃっていたように、多くの教職員はしっかりと真面目に対応しています。ただ、一部の教職員であっても、子どもたちをしっかりと育ていかなければいけないという意識がどこかでおかしくなってしまうと、不祥事を起こしてしまうということが自分事として考えられていない、そういったケースがあってこういった事案につながっていると思います。そのため、今回も研修をというお話がありましたが、今までも繰り返し座学での研修はされていると思います。それで足りていない分、座学としての研修で本当に効果があるのかということも含め、再発防止にどう取り組んでいかれるのか、そこをまず1点伺いたいです。

2点目ですが、相談窓口を夏休み前に設置していただきました。夏はどうしてもいろいろな事案が起りやすい季節でもあります。この相談窓口に入った相談を、どうスピード感を持って対応していくのか。その辺り、今のところで例えばどういう形で相談が入り、誰がどう対応して解決に結びつけていくのかというようなことが決まっているようであれば、教えていただければと思います。以上、2点になります。

片山教職員人事課長

御意見ありがとうございます。まず、不祥事防止等の対策でございます。様々御意見はおありかと思いますが、やはりまずは何度も研修の積み重ね、これは先ほどもございましたとおり、全教職員が他人事ではなく自分自身のこととして受

け止められるということを徹底していくこと。これに近道はないと言いますか地道なことになりますが、重要なことだと考えております。多くの教職員は、子どもたちのために情熱・熱意を持って日々活動に取り組んでいますが、しかしながら、ほんの一部に、こういった教職員が実際にいるということで、そのために不祥事も起きているという許し難い事実もあります。そのことも踏まえて受け止め、教育委員会事務局が一体となって信頼回復に取り組むのですが、ただ、植木委員のおっしゃるとおり、従前どおりの座学だけという形では不十分だと感じておりますので、今回、犯罪心理の専門家のレクチャーも頂きながら、今の研修自体をしっかりと自分事で捉えられるような形の組み立てにするなど、可視化することも含めて検討していきたいと思っております。繰り返しになりますが、それで必ずしも根絶ということにはならないかもしれませんが、ここは積み重ねていくことが非常に重要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<不規則発言>

下田教育長

重要な会議をしていますので、傍聴人の方は静粛にお願いします。

<不規則発言>

下田教育長

審議を中断するような発言をする場合は退場していただきます。

<不規則発言>

住田不登校支援・いじめ対策部長

2点目の相談窓口についてですが、まず、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが基本的には相談窓口の受けになります。相談の内容につきましても、様々グラデーションはあると思いますが、基本、性暴力ということで、警察対応、児童相談所への通告を含めた厳しい対応にさせていただきたいと思っております。また、相談者に寄り添いながら対応することが求められると思っておりますので、しっかりと話を聞いた上で、そういった対応になると考えております。

植木委員

説明ありがとうございます。教職員の不祥事防止に関しても、そしてまず一番大切な子どもを守るということでの相談対応も、どちらもスピードを持って対応していただくことがこの件では重要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

緒方委員

御説明どうもありがとうございました。今回のことで私も憤りを感じているのですが、一番思うことは、もちろん当該の子どものケアということをしっかりに行っていくこと、そして、全市的に教育の質を落とさないということが、遠巻きですが子どもたちを守るということにつながると思っておりますので、ぜひその辺りのことにまた力を入れていってほしいなと思っております。

今回の対応策で「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」ができて、対策としていくつか出ていますが、この対策が、実際に性被害を受けたり、そういった子どもをすぐにすくい上げるという手立てとして、私は有効に機能していけるということを非常に期待しているところです。

それと同時に、子どもたちの性に対する意識を、また改めて子どもたちと一緒に

に考えていかなければいけないのかなと思います。と申しますのは、子どもたちの発達の段階も小学校1年生から高校3年生までということですから、皆さんの段階があると思いますが、子どもたちも、性の暴力から身を守るために、性に関する意識を非常に高めていく必要があるのかなと思います。まずは目先の事件が起きないようにということで対応していくことは必要だと思います。ただ、その外側に、性に対する意識を高める、もっと言えば、人権的に相手を尊重する、自分自身を大切にするなど、そういった意識を高めていくことが性暴力の発生を抑えていく。非常に時間はかかると思いますが、有効な手立てだと思いますので、その辺りのところをまたぜひ考えていってほしいなと思います。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。御意見ありがとうございます。私たちも、文部科学省も推奨しております「生命（いのち）の安全教育」というものがございまして。「生命（いのち）の安全教育」という名称がついておりますが、これはいわゆる性被害から子どもを守るための教育でして、小学校低学年から高校生まで、非常に幅広く内容が組まれております。例えば、プライベートゾーンの話から始まって、いわゆるデートDV、避妊の話まで、非常に幅広く子どもの心と体を守るための取組となっております。そういったものを各学校に年に1回必ず行うようにという通知をするとともに、助産師などからの出前授業と言いますか、具体的にそういった性に関わる部分も含めた講座を今行っているところでございまして、年々数は増えております。

緒方委員

ありがとうございました。やはり子どもたち一人ひとりが自分を大切にする、そして他者も大切にするという人権意識も高めていくことが、このような事案を起こさせないための必要な手立てだと思いますので、よろしくお願ひします。

泉委員

御説明ありがとうございます。まず、今回の事案については行為そのものが非常に悪質であることで、先ほどもありましたが、教職員全体への不信感を招きかねない、非常に残念な事案であったと考えています。そこで、教育委員会事務局はぜひ実効性のある対策を早急に行っていただきたいと思ひます。

私からは2点質問させていただきます。まず1点目は、当該教員が在籍していた当該校の児童の心のケア、また、安定した学校運営というのが非常に今重要ではないかと考えています。ただ、学校現場はどこも常々余裕がない中で教育を行っているかと思ひます。そういった中で、この学校の教職員の方々は十分に対応できているのでしょうかということが、まず1点目の質問です。

青石南部学校教育事務所長

南部学校教育事務所長の青石です。御質問ありがとうございます。当該校についてですが、まず、児童と教職員が今回の件で非常にショックを受けたことは事実でございます。ただ、今、教職員は非常に一生懸命に児童と向き合っただ中で、児童が今回の件で学校を休むというような状況は現在ございません。児童ですが、アンケートを取って、それを含めて全員との面談も終わった状況になっております。学校全体は今、非常に落ち着いた状況になっております。以上です。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽です。当該校への支援につきましては、教育委員会事務局内の複数の課から構成されます緊急支援チームを既に立ち上げており、その緊急支援チームにより、まずは第一に児童の心身のケアに努めるとともに、並行して教職員の心身のケアにも努めております。また、学校教育をしっかりと進めるという意味では、児童一人ひとりに寄り添った学びを一層進めていくための支援も予



定しております、しっかりと夏休み中に当該校と相談していく。ニーズを確認しながら、夏休み明けにはしっかりと児童に提供できるようにしていきたいと、考えております。

泉委員

ありがとうございました。今は緊急的にいろいろな大人が学校に入って支援の体制が組まれていて、もしかしたら子どもの立場からすると、まだ非日常過ぎて、本当の不安な気持ちが出てこない時期かもしれないです。ですので、夏休み明けや、比較的長期にわたって注意して見ていけるような体制を築いていただければと思います。

2点目の質問ですが、今日の資料を見ますと、比較的緊急的な対応という点に焦点を絞ってまとめられているかなという印象を受けました。ただ、中長期的に学校教員の人権教育や服務規律の徹底、また、安全・安心な教育環境を維持するために、どのように教職員たちに中長期的に教育していくのかという点について、もし何かございましたら教えてください。

三島教育行政  
監

教育行政監の三島です。御質問ありがとうございます。もちろん緊急的な対応も今回いろいろ考えておりますが、例えば盗撮という行為についていえば、撮影に使われたのがスマートフォンなのか隠しカメラなのか、いろいろなパターンがあると思いますが、例えば隠しカメラについていえば、定期的な点検を行うことによって、設置しても必ず発見されるということが行き渡れば、設置自体を抑止することができるということも考えられますし、また、スマートフォンはこれまでも業務上の利用は禁止というルールはありましたが、その辺りのルールを改めて細かく定め、ガイドライン等の形で全職員に行き渡らせることによって、もし万一撮影したいという気持ちになっても、手元にはそういった撮影機材がないというような状況を作っていけば、中長期的に見ても抑止することができると考えております。中長期的な視点も決して考えていないわけではございませんので、引き続き検討してまいります。

泉委員

ありがとうございます。先ほど綿引委員から、入り口の段階でというお話がありました。学校教員を養成する学部を持つ横浜国立大学としまして、私たちも非常に今回の案件について考える教員が多かったです。今すぐに私たちができることとして考えたのが、児童生徒を守る立場である教員としての感度を上げるためにどのようにしていったら良いか、また、そうした学校文化を醸成していくためには、大学生のときからどのような教員養成を行っていけば良いかということを考えてまして、既にカリキュラムの検討を始め、早ければ来週の授業からカリキュラムを取り入れていこうとしています。大学生は4年間かけて様々な必修科目というのを取りまして、全ての学生が履修する科目がいくつかあります。その中で、必ずこうした子どもに対する被害・加害といったものを取り扱う時間を設けてまして、まず知識を習得させる。そして、アンテナの感度を上げることをします。また、学生同士でしっかり考えさせるという時間を必ず設け、4年間をかけて子どもの被害を教員がどう防ぐか、この学校には子どもの被害を防ぐ感度が高い教員ばかりだという環境をどのように作っていけるかということ、教員養成の中でこれからも取り組んでいこうとしているところです。そのため、教員になる学生たちには4年間かけてずっとそのことを考えていかせますので、教員になってからも教育委員会事務局でそういった研修など考える機会を設け、一体となって継続的に行っていきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。子どもたちが傷つくようなことが今回起きてしまったことと、加害者が教員であったということ、そして、たくさんの方が信頼を築けるように日々努力されている中でこのようなことが起きたということに、非常に憤りを感じます。そして、子どもたちからすると、「自分たちは安心して学校に行けるだろうか」、保護者からすると、「子どもたちを安心して通わせられるだろうか」でしょうから、教職員からすると、真摯に子どもたちと向き合って日々教育活動をされている方が多い中で、例えば新生を迎えるときに信頼してもらえるだろうかという不安が広がっていかないことを願っていますし、そういったことが一部でももしあるとしたらそれはすごく残念ですし、信頼回復ということに向けて、今出している「検討の視点」ということをしっかりと有識者の皆さんたちとも議論していただきながら、実行していただきたいと思っています。

改めてこの「検討の視点」というのを見ている中で、なぜこの項目なのかというのがこの文字だけでは分からないことがありましたので、対策をしていただくからには効果があるものにしていただきたいので、少しお聞きしたいと思います。今ほかの委員の皆さんたちの御質問とお答えの中でいくつか既にお答えいただいたものがありますが、例えばまだお答えいただいている「物理的アプローチ」という中で「ICTの有効活用（校内連絡手段、教職員への注意喚起等）」というのがなぜここに入っているかや、「隠しカメラ対策」というところで「学校出入口等への防犯カメラ増設」など、これらがなぜこの項目として挙がってきているのか、その背景になる議論や考え方をぜひ教えていただきたいと思っています。

三島教育行政  
監

教育行政監の三島です。まず、そもそもの話になりますが、今回こういった検討を始めるにあたっては、文部科学省等の様々な過去の検討事例等を参考にいたしました。と申しますのも、令和5年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行される際に文部科学省でも比較研究を行って、こういった取組を各自治体で実行されたいというようなことを周知したということがございました。また、残念ながらこういった事件は他都市でも起こっておりますので、そういった他都市がどのような取組をしたのかということも参考に、まずは検討のアプローチを選定したということがございました。

そういった中で、方向性としては、「物理的アプローチ」、「教職員アプローチ」、「児童生徒アプローチ」、こういったアプローチを組み合わせることによって、先ほども少し申しましたが、もしそういったよこしまな気持ちを抱くことがあったとしても、いろいろな面で防いでいくことが可能になるのではないかとということで検討を進めているというところがございます。

そして、具体的に御質問いただきましたICTの有効活用についてですが、先ほども申しましたとおり、基本的には私用端末等の業務上の利用は禁止というのが原則ではございますが、例えば校外学習等の連絡手段等に一部には使用せざるを得ないような場面というのもございます。ただ、今後、ICT、1人1台端末等は既に配付されておりますが、その辺りを更に有効活用することによって、そういった私用端末に頼らなくても良い場面が出てくるのではないかとというようなことも検討を進めたいと思ひまして、こちらに掲げさせていただいたところでございます。

また、カメラの関係、学校出入口等への防犯カメラ増設、これは一般的な不審者対策として有効というのは既に議論のないところかと思いますが、他都市の事例等を見ると、隠しカメラを設置するために勤務時間外に学校に来ているようなケースなどもございました。ですから、要はそういった教職員の出入りの記録がはっきりと残るということが知れ渡れば、万一そういった気持ちを持った教職員がいたとしても、そういった行為を差し控えるようになるのではないかと思います。そういった抑止力を期待してこのようなことも検討しているところでございます。

森委員

起きにくい環境を作っていくということなのかなと今お話をお聞きしたのですが、その中で、少し下になりますが一つ気になったのが、「児童生徒アプローチ」に「児童生徒の心理ケア・人権尊重」というところがあります。そこに「相談窓口の周知徹底」や「スクールカウンセラー等の活用」とあり、新たな相談窓口も新設されたということですが、相談窓口を設ければ子どもたちが相談するだろうというのはそう簡単なものではない中で、先ほどの御質問のお答えにもありますが、そういった被害を受けた子どもたちの声などを、いろいろな研究者や専門家の皆さんたちの御助言も頂きながら聞いていただいて、下手すると家族にも言えない、長年言えないなど、周りの人にずっと相談できなかったという方々が非常に多いと思いますので、一人で抱えないことや、気付いたことがあったら言うことで、自分も周りの誰かを守ることもなるということをぜひセットでお伝えいただくことをお願いしたいと思います。そうでなければ、窓口を設けましたという、ただそれだけになってしまって、全く相談窓口は意味をなさないものになってしまいます。そういうことはしていただきたくないなと思います。

住田不登校支援・いじめ対策部長

御指摘ありがとうございます。不登校支援・いじめ対策部長の住田です。今回、緊急的に電話による窓口、それから相談フォームを開設させていただきましたが、周知の方法や受け手側の相談に乗るときのスキルなどというのは、非常に大事だと思っております。今回は緊急的にすぐ告知させていただきましたが、本日、保護者の方々向けにも、「すぐー」でも発信させていただく中に、自分のことではなくても相談ができることや、また、相談のハードルをできる限り下げられるように、幅広く相談を受け入れたいと当然考えておりますので、そういった内容も少し盛り込ませるように努力していきたいと思っております。

また、今回の緊急的な窓口は、一定程度継続していかなければならないと思っておりますので、また第2弾、第3弾をしっかりと周知する中で、今回得られた知見を基に周知の方法等を考えていきたいと思っております。

森委員

ありがとうございます。こういったことは、一回周知して、また数か月後に周知してということで、毎日周知するわけにいかないというのは分かりますが、周知したら何となく取り組んだ気になってしまうようなこともあるかもしれませんので、何度も何度もこういったことを周知し続けることが大切だと思います。

先日、個人的にとっても気になっている学校に訪問しまして、実際にどんな感じの対策があるのか見てきたところ、このようなことが起きる前から校長がすごく危機意識を持って、起きにくい環境を日々ずっと作り続けている学校でした。そのような意識や起きにくい環境を、ある一定期間や何か起きた後だけではなく、ずっと持ち続けていることが非常に大事だということ。何か行って満足しない、ずっと見直し続けるという感覚が必要だなと思いましたが、そういったことをぜひ学校ごとにお願したいと思っております。恐らくそういったことは周知

されているかとは思いますが、お願いします。

加えて最後に、1ページ目の「3 再発防止に向けて」というところで、5段ほど書いてあるところに下線がありますが、「『学びの場』・『生活空間』という機能を損なわないように」と書いてあります。これは非常に大事なことだと思っています。この対策だけを見て、例えば防犯カメラなどがたくさん増えるのかなど、一般的な感覚ですと、それは安心なのか、逆に少し不安を感じるのでしょうか、がちがちになっていって、逆に生き生きとした学びの空間が本当にできるのかという、そちらの不安も出てくると思うので、そのバランスがとても大切だと思いますが、そこについての議論はどのようにされているかというのも教えていただきたいと思っています。

三島教育行政  
監

ありがとうございます。教育行政監の三島です。まさにおっしゃるとおりで、例えば学校中に防犯カメラを張り巡らせばいろいろなことを予防できるのかもしれないということは想像できますが、一方で、教職員も児童生徒も萎縮してしまうのではないかと思います。特に教室などですと、そこで着替えが行われることもございますので、現実的ではありません。先ほど申しました文部科学省の受託事業を実施した三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社にも事前に相談したのですが、文部科学省で事例集を作るにあたって、それは学校現場の「生活空間」の場ということを踏まえると現実的ではないのではないかとということで、具体的な対策としては取り上げなかったというようなことがございました。そういったことも参考にしながら、児童生徒を萎縮させない「学びの場」としての空間というものを大事にしながら、実効性のある対策を練っていきたいと考えております。

原田法務ガバ  
ナンス室長

法務ガバナンス室長の原田でございます。補足させていただきます。今の教育行政監のことももちろんそうでございますし、資料裏面の「対策検討・導入スケジュール」の中でそれぞれ様々な今後のフェーズがあるのですが、「フェーズ③ 子ども・保護者・教職員の意見を踏まえて速やかに対応」というところがございます。いわゆる現場の声も聞きながらということで、今、事前にコンサルティングの考え方などを聞いた上で、この三つのアプローチというのは、方向性は良いという御意見は頂いているのですが、横浜市の学校でより実効的な対策を行うにあたっては、しっかりとまず今回の有識者のアドバイスを頂くということに加えて、学校現場でしっかりと受け入れられるかどうかということも併せてコミュニケーションを取りながら、より実効的な対策を、これは順次、案ができたものから実装しながらブラッシュアップするということが重要なことと思っております。このアプローチを総合的に施していくことが教育委員会事務局に求められていると感じておりますので、その点も補足で説明させていただきました。以上でございます。

森委員

ありがとうございます。そのバランスはすごく大事だと思っております、このようにしっかりと対策をしていただいて実効力のあるものにしていただくという大きな一つの円と、同時に同じぐらいの円で「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわない、それが生き生きとしていくということを議論するのと両方行き来しながら、ぜひ進めていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。それでは、この対策を全力を挙げて進めていきたいと思っています。

ほかに御質問がなければ、次に「横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について」、所管課から御報告いたします。

森長教職員企画部長

教職員企画部長の森長と申します。「横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について」、教職員育成課長から御報告させていただきたいと思っております。

町田教職員育成課長

教職員育成課長の町田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。1ページ目を御覧ください。近年、教員の成り手不足や教員志望者の減少などが深刻化する中で、教育現場にはこれまで以上に多様な視点と連携が求められています。そうした課題に対応する新たな取組として、令和7年6月20日に「横浜教育イノベーション・アカデミア」を開設いたしました。教育委員の皆様には当日、会場までお越しいただきましてありがとうございました。

この「横浜教育イノベーション・アカデミア」は、教員、55の連携大学、企業、そして教員を志す学生等が共創し、教育の質や教職の魅力の向上を目指す教育研究の場となります。初回イベントである今回のオープンアカデミアには、学生、教職員、大学関係者、企業関係者など計326名が参加し、理想の教員像や未来の教育、メタバースを活用した学びなど、四つのテーマで活発な議論が行われました。参加者からは、「教師という仕事への理解が深まった」「横浜市の教育の転換点に立ち会うことができた」「感動を味わった」といった声が寄せられました。

2ページ目を御覧ください。当日はアクセラレーターとして、スタンフォードオンラインハイスクール校長の星様、NITS独立行政法人教職員支援機構審議役の島谷様をお迎えしながら、「共創宣言」も行いました。

「今後の取組」は、教員と学生のふれあい・交流の場としての「地上の星・交流サロン」、カリキュラム・マネジメント等の調査・分析・研究等を更に推し進めていく「教育共創研究センター」、対話や学びのための「アカデミアサロン」、会員制ウェブサイト「アカデミアポータル」を立ち上げ、継続的な対話と研究を進めていきます。

次回は8月19日、若葉台のインクルーシブ教育に携わる教員との対話会を予定しております。報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

下田教育長

説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

綿引委員

以前も少し申し上げたと思っておりますが、横浜教育イノベーション・アカデミアというのは、世界のいろいろな教育界の中でもあまり類を見ない、とても画期的な素晴らしいプランだと思います。ですので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいのですが、その意味で質問が2点ありまして、この「横浜教育イノベーション・アカデミア」を横浜市民の目から見たときに、少しぼんやりとしている。つまり、横浜教育イノベーション・アカデミアの目的は教育の質の向上なのか、教職員の採用に向けた教職の魅力アップの話なのか、どちらがファーストパーパスなのかというのをはっきりさせておいたほうが良いのではないかと思います。目的がはっきりすれば、市民の方々のこのアカデミアに対する期待も、横浜市教育に対する自信も湧いてくると思います。気持ちは分かるのですが、やはり二兎を追うと、明確な市民にとってのインセンティブストーリーが見えないので、目的をはっきりさせたほうが良いのではないかとというのが1点、どちらに置いているのかという質問でもあります。

2点目は、この横浜教育イノベーション・アカデミアの今後の進め方として、デザインしたものをどのように吸い上げ、教育委員会事務局として教育施策に反映させるのですか。そのプロセスが見えない。論議して、集まって、非常に勉強になったといったことを繰り返していても、ファーストパーパスにはつながらない。その意味ではファーストパーパスをしっかりとしたほうが良い。例えばここでも上がってきたものを、第5期横浜市教育振興基本計画に反映させるのだとしたら、どこかで区切りをつけて、どこかで提言させて、それを教育委員会事務局の中で論議しなければいけない。そういったスケジュール感、ステップ感というのを持っているのかどうか、ぜひ成功させてほしいので、教えていただければと思います。

町田教職員育成課長

貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。教職員育成課長の町田です。今回大きな目的として教育の質の向上、そして教職の魅力の発信・向上、ここを目指して取り組んでいるところですが、まさに今、共創がスタートしたところでして、参加する皆さんのニーズや思いなども聞きながら、目的を明確にして進めていきたいと思っております。今どちらを優先的にといいよりは、まさに両輪として進めていきたいと思っておりますが、進める中で、やはりここが大事だろうという部分があれば、そこに力を入れていきたいと思っております。

もう1点、プロセスが見えないということにつきましても、今回大きく四つの内容、空間を考えましたが、その中で、今後、55の連携大学の皆さんと広く意見交換をするような場も設けておりますので、そういった大学の強み、あるいは学生の声なども聞きながら、物事を進めていきたいと思っております。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽です。補足させていただきます。綿引委員から今御質問いただいたことではっきりとしているのは、イノベーションという視点では、やはり横浜の教育というのがこれからの日本の教育をリードしていくという、私たちとしてはそういった思いを持っています。そういった意味では、やはり教育の質の向上というものは欠かせないと思っておりますので、横浜市の各学校における教育の質をしっかりと上げていくことによって、それが結果的に、今後教職を目指す学生の皆様にも魅力的に映るといえることがあるだろうと考えております。

もう一つは、例えば教育施策への反映若しくは転化ということでございますが、実はこの「横浜教育イノベーション・アカデミア」の仕組みの中には「横浜教育データサイエンス・ラボ」というのがございまして、議論で出てきました効果検証を、まさに定性的な評価だけでなく定量的な評価をしっかりと、私たちの施策そのものに一体どういう価値があるのか、若しくは意義があるのか、そして子どもたちにどういった学びを提供できるのかということをも科学することによって、よりアカデミアによる議論が深まっていくと考えておりますので、「横浜教育イノベーション・アカデミア」と「横浜教育データサイエンス・ラボ」というものをしっかりとコラボレーションさせながら、今後の横浜の教育施策をしっかりと作っていきたくと考えております。以上です。

綿引委員

ありがとうございます。要するに、教育の質の向上がファーストパーパスで、その手段としていろいろなステークホルダーの人たちが参加してディスカッションする。その結果として、教育の魅力が上がって、教職の魅力も上がるというストーリーですか。それを発信のときに明快にしないといけません。町田教職員育成課長がおっしゃるように、両方ですと言われると、どうしても分からないですよ。例えば今申し上げたようなストーリーでしたら、それははっきりさせると

いうことを行ってほしいなと思います。それだけ素晴らしい場だと思います。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

私も参加して受け取ったメッセージとしましては、「横浜教育イノベーション・アカデミアオープンアカデミア」の本質というのは、学びの現場が生き生きとしていることだなというのが、受け取った一番大きなメッセージでした。そのため、今御説明のあった結果を見て、学生たちや社会人の方々も教員になりたいなと思っていくといったサイクルなのだろうなということは、大きなメッセージとして受け取りました。

そういった中で、この全体、1日通して、私は「ブース2 未来の教育を語る」に参加したのですが、頂いたキーワードと言いますか大きなメッセージとして発せられたなというのが三つありまして、一つが、大目標と重なりますが、「学びを面白くする」ということと、もう一つは、「やってみよう」という雰囲気を作るといこと、最後は、「連携しよう」という、この三つが全体を通しての大きなテーマだったなと感じています。

「学びを面白くする」ということについては先ほどのとおりですが、授業が面白いということが子どもたちにとってすごく大事で、教育の本質でもあるという話が、いろいろな角度からこの場では議論されていたと思います。特に印象に残っている言葉としては、例えば「理科って何が面白いのですか」というような質問をみんなで話せるようなこと。子どもたちからそういった質問が来たときに、「君にとっては何が面白い？」や、「先生としてはこれが面白いと思っているよ」という、私にとっての価値というのを、子どもも教員も私を主語に語れるようなことがとても大事だよと。その意味での面白いということですね。そういうことが一つ語られていたと思います。非常に共感しました。

「やってみよう」という雰囲気は、ブース2で印象に残っている言葉とつながるのですが、企業においては、現状維持は衰退だという言葉をお話しされていました。新しい商品を作りました。サービスを作りました。本質的にニーズは変わらないとしても、時代が変わっていくと、やはりアップデートしなければいけない。そのため、アップデートしないと、人にそのサービスを買ってもらえない、若しくは商品を買ってもらえないので、結局それは選ばれなくなっていくというエネルギーがあると。それは教育現場においても同じことで、教育の本質は変わらないが、やはり時代に合わせてアップデートしていくことが必要だよと。でも、そのためにはいろいろな試行錯誤が必ずつきもの。当然、試行錯誤という中には失敗もあるかもしれない。でも、それでも挑戦してみよう、ということの後押しする雰囲気をしっかりと作っていかないと、リスクなど、いろいろなことに萎縮してしまったり、理解されるだろうかという不安が周りにいっぱいあるとできにくいので、教育委員会事務局としても、学校の中で、社会の中でも「やってみよう」という挑戦を後押ししていくということ、みんなで応援するのが必要だというのが二つ目のメッセージでした。

三つ目の「連携しよう」というのは、今回、「横浜教育イノベーション・アカデミア」と書いてあるので、「イノベーション」はどういうところで起きるのだろうかといったときに、多様性が低いところ、同質性が高いところではイノベーションは起きない。いろいろなタイプの人、いろいろな価値観の人がいてこそ初めてイノベーションは起きやすくなるので、果たして今の教育現場はそういった同質性というものを考えるときに、非常に高い状態になってしまっていないかと思っています。だからこそ、今回、50を超える大学や、いろいろな教育機関と連携

してとありましたが、更に多様な人たちと連携していくことによってイノベーションが生みやすくなるという、そのような感覚で連携を更に広めていただきたいというのはメッセージとしても聞かれましたし、ぜひそれをお願いしたいなと思いました。

これから非常に期待していますし、現場の皆さんたちとの感覚のずれがないように、そのコミュニケーションとニーズ、それが起きやすいイノベーションや、挑戦してみようという雰囲気ができやすいような現場支援もセットで、どうぞよろしくお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。

緒方委員

私も参加させていただいて、この取組は、今までの教育委員会事務局では初めての内容かなと思っています。今までは質を高めるためや、教職員を集めるために人材をどのように確保するかなど、それぞれ取り組んできましたが、ここまでの話にあったように、総合的にこのようにまず学生のときから育て、そして質の高い教員に、ぜひ横浜市の教員採用試験を受けてもらって横浜の教育の質を上げていくという、このようなダイナミックな取組は今までなかったなと思って期待するところです。

私は、企業の立ち位置というのをもう少し考えられると良いのかなと思いました。話を聞いていると、どちらかという企業の方々には、横浜の教育をより良くするためにこのような手立てが良いですよ、このような方法がありますよと言うような、そういった、教育に対して横からいろいろとサポートしていただくとありますが、私は社会に開かれた教育課程と言われるように、将来は社会を構成する人材を教育という場では育てているわけですから、社会ではどのような人間の養成を望んでいるのか。せつかくここに企業の方がいらっしゃるので、その中からいろいろ聞いて、実は将来の社会の要請でこういう人材に対してこのような教育を行っているという、よりつながっていくのかなと思います。企業の方々からは、もちろんこういったアイデアがありますなどというのも良いですが、実際に世の中はどのような人材を求めているのか、そういったところも聞いて、これからの教育施策を充実というお話がありましたが、その指標になるようにしていくと、より一層、企業の方のいる意味があると言いますか、そういうところにつながるのかなと感じました。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご質問がなければ、次に議事日程に従いまして、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。教委第13号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」、教委第14号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第13号議案及び教委第14号議案は、非公開といたします。

次に、教委第11号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

西野学校教育

学校教育部インクルーシブ教育担当部長の西野でございます。よろしくお願いします。



部インクルー  
シブ教育担当  
部長

いたします。教委第11号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、お諮りいたします。議案書の裏面2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。高校授業料の無償化のため、国が「高校生等臨時支援金」という制度を新設いたしました。これに伴い、当該支援金を受ける横浜市立高校の生徒の授業料の徴収方法を規定する等のため、条例施行規則の一部を改正したいので提案するものでございます。詳細につきましては、学校支援・地域連携課長より説明いたします。

大 峽 学 校 支  
援 ・ 地 域 連 携  
課 長

学校支援・地域連携課長の大峽です。よろしくお願ひいたします。「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、御説明させていただきます。お手元に配付しております説明資料「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」の1ページ、こちらを御覧ください。

「1 改正の趣旨」ですが、本市では、横浜市立学校の授業料等に関する条例及び横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の定めるところにより、横浜市立高等学校の授業料を徴収しております。これまで、国の制度である「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯は、授業料の無償化が図られてきました。令和7年度に、高校授業料無償化の年収制限を撤廃するため、国が「高校生等臨時支援金」という補助金を新設いたしました。当該補助金について市立高校にも適用ができるよう、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則を改正いたします。

次に、「2 改正の概要」となりますが、「(1) 徴収の方法及び期限(規則第2条)」としまして、授業料は、規則第2条第4項において、高等学校等就学支援金を授業料に充当することができると規定しています。これにより、市が設置者として就学支援金を代理で受領し、生徒の授業料債権に充当してきました。今回新設された「高校生等臨時支援金」でも、市が設置者として就学支援金を代理で受領し、生徒の授業料債権に充当できるよう、規則第2条第4項を改正して、高等学校等就学支援金に限らず、授業料に相当する金額を授業料に関わる債権に充てることにより、徴収する場合は同条第1項を適用しないことを規定します。また、それに合わせて、5項の文言を整理するというものでございます。

次に、「(2) 徴収の特例(規則第3条)」については、先ほど説明しました規則第2条の改正に合わせて、高等学校等就学支援金以外の制度でも対応できるように必要な改正を行うとともに文言の整理を行います。

2ページを御覧いただければと思います。「3 意見公募の実施状況について」ですが、同規則の改正につきまして、「(1) 意見提出期間」を令和7年6月2日から令和7年7月1日までとし、意見公募を実施しましたが、「(2) 提出意見」はありませんでした。「(3) 意見公募結果の公示」については、令和7年8月25日に公示する予定となっております。

「4 施行予定日」ですが、議決いただいた後、令和7年8月25日の横浜市報に登載することにより公布しまして、令和7年9月1日から施行いたします。

3ページには、「参考」としまして新旧対照表を載せております。改正内容は先ほど説明したとおりとなります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

下田教育長

説明が終了しました。御質問等があればお願ひします。よろしいですか。それでは、御質問がなければ、教委第11号議案は、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員	<了 承>
下田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に、教委第12号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。</p>
田中教育政策 統括部長	<p>教育政策統括部長の田中です。教委第12号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」御説明させていただきます。裏面を御覧ください。改正の「提案理由」ですが、行政文書及び個人情報の開示決定等における専決区分を変更する等のため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正を行うものです。内容の詳細につきましては、総務課長から御説明させていただきます。</p>
古瀬総務課長	<p>総務課長の古瀬です。本日は別途、説明資料を御用意いたしましたので、右上に四角囲みで教育委員会資料とあるものを御覧ください。</p> <p>「1 改正の趣旨」になります。行政文書の開示請求事務については、対応事務の迅速化・効率化が求められていることから、市長部局において、専決区分が区局統括本部長から総務担当部長に変更されました。教育委員会においても、当規則にございます教育長の専決事項を見直し、教育長以外の者の専決区分を新たに設けることで、事務の最適化・効率化を図るものでございます。</p> <p>次に、「2 改正の概要」になります。今回は、当規則の中に「行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。」について、教育長専決から教育委員会事務局の部長による専決とします。なお、内容が特に重要であると認められる事項等については、市長部局と同様、上位の者に判断を仰ぐこととし、必要に応じて教育委員会の決定又は教育長専決とすることができる規定といたします。あわせて、現在、教育長専決で行っているその他の事務についても、必要に応じて教育委員会の決定を受ける規定を整備します。</p> <p>「3 公布・施行予定日」は、令和7年8月5日を予定しております。また、今回の規則改正に伴う新旧対照表は、裏面に掲載しております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
下田教育長	<p>説明が終了いたしました。御質問等があればお願いします。</p>
森委員	<p>行政文書は全体的には分かりにくいので、このような意味ですよねという確認ですが、行政文書の開示請求があったときに、これまでは教育長が判断していました、それをより早くするために、教育長以外の人たちがそれを決裁することができるようになりました、ということですかね。もう少しやわらかい日本語で補足いただけたらうれしいです。</p>
田中教育政策 統括部長	<p>補足させていただきます。これまで行政文書の開示請求などがあった場合については、所管課においてその文書を特定し、開示の範囲等も確認した上で、それぞれ決裁を回します。そのときには、所管の部長にも回っています。ですので、それぞれの課・部、それぞれで判断した上で、最終的な意思決定は教育長という形になっていました。ただ、件数が非常に多いということと、毎回同じものを、例えば毎月開示しているようなケースもございまして、そういったものまで全て教育長まで決裁を回すというのは、非常に迅速性が損なわれる、決裁に非常に時間がかかってしまうということもございまして、内容に応じてその手前の部長</p>

のところまでで決裁するというようなケースも取ることができるという改正になっております。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、教委第12号議案は、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委報第1号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正に係る臨時代理報告について」、所管課から説明をお願いします。

田中教育政策  
統括部長

教育政策統括部長の田中です。教委報第1号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正に係る臨時代理報告について」、御説明させていただきます。詳細につきましては、所管課から順次御説明させていただきます。

黒柳職員課長

職員課長の黒柳と申します。よろしくお願いたします。フレックスタイム制度に関する規程は、事務局職員を対象にした規程と、学校に勤務する職員を対象とした規程がございますが、二つの規程の一部改正について、委任事務規則第3条第2項の規定により、令和7年7月11日、教育長において臨時代理を行ったため、御報告させていただきます。なお、今回の改正は、選挙の実施にあたりまして、期日前投票所に従事する職員が使用できる組を追加するものであり、二つの規程とも改正の趣旨は同じでございます。

まず、事務局職員を対象とした規程から、説明資料に沿って御説明させていただきます。説明資料1ページを御覧ください。「1 趣旨」でございます。先ほど御説明したとおりではございますが、総務局労務課からの通知に基づき、改正を行います。本改正については、期日前投票の開始日から使用できるよう改正する必要がありますが、会議を開くいとまがなかったことから、令和7年7月11日、教育長において臨時代理を行い、本日御報告させていただくものです。

「2 変更の内容」でございますが、現在の組別に加えまして、以下の表に記載した組を追加します。期日前投票所の事務は、一般的に午前8時30分から午後8時までとなることから、長時間労働是正及び柔軟な勤務体制確保の観点で、これらを追加します。20組を割り振る際には、(1)及び(2)のうち一つずつ選択し、一つの組合せとします。なお、人事委員会規則改正に伴いまして、条ずれが発生している部分についても併せて今回改正します。

「3 施行期日」ですが、令和7年7月11日に公布し、同日施行しました。適用は、期日前投票が開始された令和7年7月4日としています。説明資料の2ページ及び5ページから7ページに、現行の組別と新旧対照表を参考として添付しております。

続きまして、学校に勤務する職員を対象とした規程につきまして、教職員労務課長より御説明いたします。

林教職員労務課長	<p>教職員労務課長の林と申します。よろしくお願いいたします。それでは、説明資料3ページを御覧ください。</p> <p>「1 改正の趣旨」ですが、横浜市立学校に勤務する職員につきましても、事務局の職員と同様の趣旨で規程の改正を行います。なお、期日前投票所に従事するのは、学校に勤務する職員のうち、高等学校の事務職員のみになります。</p> <p>「2 変更の内容」については、現在の組別に加え、高等学校事務職員に適用する別表第2及び別表第4に、以下の表にございます組別を追加するものです。別表第2が全日制、第4が定時制となります。全日制・定時制の学校の標準時間に合わせて(2)の時間帯を設定しております。また、事務局職員の規程と同様に、人事委員会規則改正に伴い、条ずれが発生している部分などについても併せて改正いたします。</p> <p>説明資料4ページを御覧ください。「3 施行期日」ですが、先ほどの事務局職員の規程と同様に、令和7年7月11日に公布、同日施行し、適用は令和7年7月4日としております。説明資料の4ページ及び8ページから11ページに、現行の組別と新旧対照表を参考として添付しております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
下田教育長	<p>説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。</p> <p>御意見がなければ、教委報第1号議案について、報告のとおり承認いただいてよろしいですか。</p>
各委員	<p>&lt;了 承&gt;</p>
下田教育長	<p>それでは、報告のとおり承認させていただきます。</p> <p>以上で公開案件の審議が終了いたしました。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。</p>
古瀬総務課長	<p>6月24日に団体から、「横浜市の中学校夜間学級に関する要望書」が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の教育委員会定例会は、8月5日火曜日の午後2時から開催する予定です。既に御案内しているとおり、教科書採択につきましては、この日を予定しております。会議の傍聴を希望する方を対象とした事前抽選の申込みにつきましては、7月9日水曜日をもちまして受け付けを終了いたしました。今回は傍聴希望者が8名と定員に満たなかったため、抽選は行わず、申込みされた方全員に傍聴いただけることになりましたので、7月22日頃を目安に封書にて通知いたします。なお、事前抽選で定員に満たなかったため、定例会当日は、通常の会議と同様に傍聴希望者の受付をいたします。また、例年に引き続き、インターネット配信によって審議の様子を御覧いただけるよう予定しております。詳細につきましては、順次、教育委員会のホームページで御案内いたしますので、御確認ください。</p> <p>また、次回の教育委員会臨時会は、8月22日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。</p>
下田教育長	<p>皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、8月5日火曜日の午</p>

後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。  
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席をお願いします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

下田教育長 教委第13号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」  
(原案のとおり承認)

教委第14号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」  
(原案のとおり承認)

下田教育長 本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時40分]